

うるま市物価高騰対策住宅リフォーム助成事業申請手続きガイド

本補助金は、住宅リフォーム工事において物価高騰の影響を受ける市民の経済負担軽減と、市内リフォーム関連業者への発注による地域経済活性化を目指した制度です。

△ 工事着手前に必ずご確認ください！

本事業は、リフォーム工事が完了し、施工業者への支払いがすべて終わった後に必要書類を揃えて申請する「事後申請・実績報告方式」をとっています。**内容をよくご理解の上、工事依頼してください。**
申請書類は先着順で受付します。申請書類を提出しても工事内容・書類審査・実地調査・予算上限額（1,500万円）に到達した等の事情によって補助が受けられない、または早期終了することがありますのであらかじめご了承ください。

また、以下の要件を満たさない場合は、補助金を交付することができません。

- ① 令和8年10月1日以降に工事着手（施工開始）すること
- ② 令和8年10月26日～令和9年2月26日までに「工事完了」および「市への交付申請書等の提出」を完了させること。※2月末時点で予算残がある場合に限り、予算範囲内で3月の申請受付を行います。
- ③ 施工前・施工中・施工後の「同一アングル」での写真を必ず撮影して台帳で提出すること
(※特に工事施工前・施工中の撮影必須。あとからの撮影ができません)
- ④ うるま市内の施工業者（市外業者不可）に依頼し、契約書又は請書および見積明細書を受領すること
(※④で受領した書類は必ず保管してください。補助金申請時にコピー提出が必須です)
- ⑤ 自己所有かつ、現に自己居住の用に供するうるま市内の住宅であること
- ⑥ 補助対象工事費（消費税を含む）が30万円以上のリフォーム工事であること

1. 補助率および補助額について

補助対象工事費（消費税込）の30%相当額を補助します。

■ 補助上限額：30万円（下限額は9万円、千円未満は切り捨て）

※例：補助対象工事費 30万円の場合 → 9万円補助 100万円の場合 → 30万円補助

2. 対象者と対象住宅の要件（申請可能かどうかのセルフチェック）

補助金を申請するには、以下の【対象者】および【対象住宅】のすべてに該当する必要があります。

【対象となる方】（すべての項目にチェックが入る必要があります）

- ☐ うるま市内に居住し、本市の住民基本台帳に登録されていること。
- ☐ 補助対象となる住宅の所有者であり、かつ現にその住宅に居住（住民票がある）していること。
- ☐ 市税（国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税等を含む）を一切滞納していないこと。
- ☐ 国・県又は本市のその他の制度による工事費の補助金交付を受けていないこと。（重複申請不可）

- うるま市暴力団排除条例に規定する暴力団、または暴力団員、もしくはそれらと密接な関係を有する者でないこと。

【対象となる住宅】（すべてに該当する必要があります）

- 自己の居住の用に供している、うるま市内に存在する個人住宅であること（戸建住宅又はマンション等の集合住宅については補助対象者の専有部分のみを対象とし、店舗併用住宅等については、自己の居住の用に供する部分を対象とする）
- 過去に本補助金が一度も交付されたことがない住宅であること（同一の家屋に対して2回の補助は適用されません）。

3. どのような工事が対象になるか？

工事を施工する業者および、工事内容に関して、以下のルールが定められています。

● 施工業者の条件（市内施工業者限定）

本補助金を申請するにあたり、施工業者は以下に限定されます。

- ・法人の場合：うるま市内に事業所若しくは店舗を有していること（本店又は支店のどちらでも可）
- ・個人事業主の場合：うるま市内に住所を有し、市発行の営業証明書が提出できること

※市外業者が施工した工事は、補助対象外となりますのでご注意ください。

□ 補助対象となる改修工事の例	□ 補助対象外となる工事・費用の例
【住宅の長寿命化・安全性向上に資する工事】 ・屋根の防水工事、遮熱塗装 ・外壁のひび割れ補修、修繕、塗装 ・床、天井、内壁の傷み補修・張り替え、畳替え ・サッシ、二重窓、雨戸の設置・交換 ・耐震補強工事、柱の補強 【生活環境の改善・バリアフリー化】 ・浴室改修（タイルの浴室からユニットバス等） ・トイレ、キッチン、洗面台の改修・交換 ・バリアフリー用手すりの設置、段差解消 ・和式便器から洋式便器への交換、拡張	【新築・増改築など】 ・新築工事、増築（床面積を増やす）工事 ・別棟の物置、プレハブ、車庫の設置や修繕 ・門扉、フェンス、塀、生垣等の外構工事 ・舗装、庭木の伐採や植樹、外灯設置 ・店舗併用住宅等の店舗・事務所部分の改修 【備品・軽微な作業】 ・エアコン、テレビ、洗濯機等「家電・備品」購入 ・ふすま、障子の貼り替えのみの作業 ・DIY 目的の資材購入のみ ・火災保険や他の給付金で全額賄える工事 ・清掃やハウスクリーニング業務

4. 申請手続きの流れ（完了から受け取りまで）

工事の検討から補助金入金までのステップは以下の通りです。必ず事前に流れを把握してください。

■ 【ステップ 1】見積もり・工事前写真の撮影・着工

市内施工業者へ見積もりを依頼し、補助対象工事額 30 万円（税込）以上になるか確認したうえで契約します。※契約書又は請書および見積明細書は必ず保管してください。補助金申請時にコピー提出が必須です。

□施工前・施工中の写真を忘れずに撮影してください（撮影は同一アングルで）施工前写真撮影後、工事を開始します。※念のため依頼主・業者の双方で撮影をしてください。

■ 【ステップ 2】工事の完了・お支払い

工事が完了したら、引き渡しを受けます。

完了後、施工前・施工中の写真と「同一のアングル」から施工後の写真を撮影します。

施工業者に対して工事代金を支払い、領収書（原本は施主保管、写しを申請に使用）を必ず受け取ってください。

■ 【ステップ 3】申請書類（様式第 1 号・第 1 号(2)・第 2 号）の作成と提出

工事完了後、「速やかに」うるま市役所の担当窓口へ申請書類一式を提出します。

工事期間が令和 8 年 10 月 1 日以降に着手されたもので、令和 9 年 2 月 26 日までに工事の完了と書類提出の両方を終わらせる必要があります。※ただし予算に限りがあるため令和 9 年 2 月 26 日以前に早期終了となり補助金が受けられないことがあります。※2 月末時点で予算残がある場合に限り、予算範囲内で 3 月の申請受付を行います。

■ 【ステップ 4】交付決定・額の確定および振込

提出された書類（様式第 1 号・第 1 号(2)・第 2 号および添付書類）を市が審査します。住宅リフォーム補助金の予算残があり、かつ提出書類等に不備がなければ「物価高騰対策住宅リフォーム助成事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第 3 号）」が届き、指定口座へ補助金が振り込まれます。

5. 必要書類（添付書類）一覧

提出書類に不備がある場合、審査が止まり、期限内の交付ができなくなる恐れがあります。各書類の「不備になりやすいポイント」を必ず確認してください。

提出書類名	取得・準備方法	作成・提出の重要ポイント（不備防止）
① 物価高騰対策住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書 様式第 1 号・第 1 号(2)	うるま市ホームページよりダウンロード 申請者・施工業者の両方が記入	申請者（施主）・施工業者の自署・押印が必要です。住所、電話番号、工事内容、施工業者情報、振込指定口座情報、同意事項等の全ての項目を正確に記入してください。
② 直近 3 か月以内の住民票（原本）	市役所市民課等	申請者本人のものであり、直近 3 か月以内に発行された原本。 ※個人番号（マイナンバー）の記載は「不要（省略）」で取得してください。

提出書類名	取得・準備方法	作成・提出の重要ポイント（不備防止）
③ 施工業者が個人事業主の場合、直近6か月以内の営業証明書（写し可）	施工業者が市役所市民税課で取得後 施工業者より入手	施工業者がうるま市在住の個人事業主の場合、直近6か月以内の営業証明書を取得してください。 （うるま市役所市民税課で取得。施工業者は確定申告等で営業申告を済ませている必要があります）
④ 施工箇所の分かる位置図・図面及び施工前・中・後の写真	施工業者より入手	住宅の位置図。図面はリフォーム箇所を明示した間取り図等。写真は「施工前」「施工中」「施工後」の同一アングルで撮影されている必要があり、比較ができるよう台帳で提出すること。写真不鮮明やアングルの不一致等は再撮影（すでに完工していれば提出不能となるので要注意）を求められます。
⑤ 施工業者との契約書又は請書の写しおよび見積明細書の写し	施工業者より入手	施工業者との契約書又は請書の写し、および見積明細書の写し。宛名が「申請者本人の氏名」と完全に一致している必要があります。
⑥ 工事代金の領収書の写し	施工業者より入手	工事代金が全額支払われたことを示す領収書の写し。宛名が「申請者本人の氏名」と完全に一致している必要があります。
⑦ 補助対象住宅の所有権を証明する書類	法務局等／市役所市民課等	建物の登記簿謄本（全部事項証明書）または建物の固定資産評価証明書など。申請者が現在その住宅の「所有者」であることを証明できるもの（写し可）。
⑧ 物価高騰対策住宅リフォーム助成事業工事完了証明書 様式第2号	うるま市ホームページよりダウンロード 施工業者が記入	施工業者の自署・押印が必要です。住所、電話番号、工事内容、施工業者情報、申請者情報、工事内容等の全ての項目を正確に記入してください。
⑨ 市税の滞納がないことを証明する書類（原本）	市役所市民課等	国民健康保険税を含む、うるま市のすべての市税に滞納がないことの証明書。申請時点で有効な原本。
⑩ 振込先口座の通帳の写し	手元の通帳など	金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、および「フリガナ口座名義人」が記載されている見開きページのコピー。 ※口座名義人は原則として申請者と同一である必要があります（異なる場合は委任状扱いとなります）。

■ 本補助金についてのお問い合わせ先

うるま市役所 担当課：【都市建設部 施設保全課（西棟2F）】

住所：〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

電話番号：098-989-3619

受付時間：午前9時00分～午後4時00分（土日・祝日、年末年始を除く）

※申請様式のダウンロードや本事業の要綱については、うるま市公式ホームページをご参照ください。